こせきとうほん 戸籍謄本、戸籍抄本の発行

戸籍には、その人の「生まれてから、亡くなるま での親族的身分関係」が記載されます。閲覧はでき ません。また、戸籍謄本・戸籍抄本は、法律で請求 できる人が厳しく定められていますので、窓口での 本人確認にご協力ください。

●請求できる人

本人、同一戸籍内の人、直系の親族

※夫婦と未婚の子で1つの戸籍を作ります。兄弟姉 妹でも婚姻すると別戸籍になるため、請求できな い場合があります。

●請求時に必要な持ち物

①印鑑、②運転免許証など官公署が発行した有効 期限内の顔写真付き本人確認書類1点

※顔写真付きでない本人確認書類の場合は2点 (例:保険証と年金手帳)

※本籍・筆頭者がわからないと請求できません。 ※代理請求では、代理人の本人確認書類と委任状の ほか、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・本籍・ 筆頭者」を正確に記入する必要があります。

※相続手続きは、「誰の何歳ごろからの、どんな記載 が必要かしがわかると、証明発行が早くなります。

印鑑登録、印鑑登録証明書の発行

印鑑を実印として登録します。車の購入や相続手 続きなどで必要になる「印鑑登録証明書 | を発行す るには、事前に印鑑登録が必要です。住所地で登録 します。

登録には、本人確認が厳格に定められています。

●印鑑登録できる人

白石市に住民登録をしている満15歳以上の人 ※登録の方法は次のフローチャートをチェック

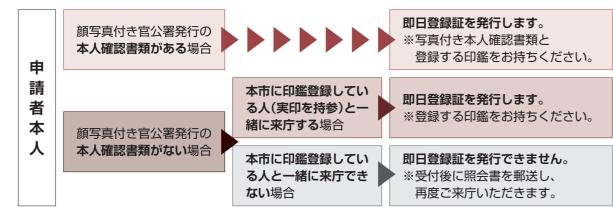
●印鑑登録証明書の発行に必要な物

①本人申請 印鑑登録証(実印をお持ちいただく必 要はありません)、②代理人申請 必要な人の印鑑登 録証(委任状や実印をお持ちいただく必要はありませ 自分の財産を守る、とても重要な手続きなので、んが、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・住所」 を正確に記入する必要があります)

> ※登録証がない場合は、いかなる理由であっても「印 鑑登録証明書 | の発行はできません。

> ※再び白石市へ転入されても前の登録証は使用でき ません。新規登録をしてください。

●印鑑登録の方法



登録証を紛失した場合は、事故防止のため直ちに手続きしてください。本人が来庁する場合は、本人確認できるものと 印鑑、代理人が来庁する場合は、委任の旨の書面と登録する人の印鑑のほかに、代理人の印鑑も必要です。 ※病気などで本人が申請できない場合は、お問い合わせください。



これが分かると市民課窓口での 証明書発行が早くなります!

提出先や使用目的で、必要となる証明書の内容が異な 庭内で手続きを勝手に行ったりして、そのことで問題も りますので、あらかじめどのような手続きが必要かを確 認の上、来庁いただくと証明書の発行が早くなります。

戸籍証明書や住民票を交付申請される際は、窓口に来 た方の本人確認を行っています。これは、全国的に誰か になりすまして不正な手続きをしたり、残念なことに家

発生しているためです。

皆さまの個人情報を守ることはもとより、事故防止の 抑制と事務処理を円滑に進めるため、また、少しでも申 請する方の待ち時間を短縮するため、窓口での本人確認 にご協力ください。

問市民課 ☎22-1312

住民票の発行

住民票には、個人を特定する基本情報「氏名・生 年月日・性別・住所 | のほか、「市内のどこに・いつ から・誰と | 住んでいるかなども証明することがで きます。戸籍と異なる点は、世帯を1つの単位とす るため、家族であっても、別世帯の場合は代理請求 となります。

住民票も、請求できる人・内容が法律で定められ ているため、窓口での本人確認にご協力ください。

●請求できる人

本人または本人と同一世帯の人 ※その他利害関係などの正当な理由がある人

●請求時に必要な持ち物

①印鑑、②運転免許証など官公署が発行した有効 期限内の顔写真付き本人確認書類1点

※顔写真付きでない本人確認書類の場合は2点

(例:保険証と年金手帳)

※提出先や利用目的で「本籍・続柄」を記載する必 要があるか異なります。これらがわかると証明発 行が早くなります。

※代理請求では、代理人の本人確認書類と、委任状 のほか、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・ 住所」を正確に記入する必要があります。